

180 日を超える入院に係る特別の料金

- ・入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除きまして、別途料金が必要となります。

1 日につき、2,635 円（税込）（通算対象入院料の基本点数の15%）

詳細につきましては、受付までお問合せください。なお、特別料金を請求させていただく方には、事前にご連絡いたします。

入院時食事療養費・生活療養費

- ・入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。
- ・当院の夕食は18時以降に提供しています。
- ・食事に係わる費用は、1食につき、定額の標準負担金をお支払下さい。なお、減額認定を受けている方は認定証を提示して下さい。